

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、業績の向上に加え、企業が社会の一員であることを深く認識し公正かつ透明な企業行動に徹することが、コーポレート・ガバナンスの目的とするところであり、延いては企業価値の増大と更なる株主価値の向上に繋がると考えています。

そのため、当社では、経営戦略を強力かつ迅速に展開できる執行体制を構築すると共に、公正で透明性の高い経営を実現するため、経営の監督機能と業務執行機能の分離によるコーポレート・ガバナンスの強化をめざし、会社法第2条第12号に定める指名委員会等設置会社の組織体制を採用しています。

また、当社が属する日立グループにおけるコーポレート・ガバナンスの基本方針として、株式会社日立製作所の日立グループ行動規範に準じて定めている当社の日立建機グループ行動規範を日立ブランド及びCSR活動の基礎として位置付け、日立グループ共通の価値観を醸成すると共に、企業が果たすべき社会的責任についての理解を共有することとしています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

<補充原則1-2-5>

現時点において実質株主による株主総会での議決権行使の対応を行う予定はありませんが、現行の法制度及び世間動向等をふまえ、適宜検討します。

<補充原則2-5-1>

現在の当社の内部通報制度は、執行体制内で運営しており、外部の専門家または法務統括部を直接の窓口として運営する制度となっています。全ての通報内容及びその対処を取締役会及び監査委員会に報告しています。また、前記内部通報制度の運営にあたり、情報提供者の秘匿及び不利益取扱い禁止を含む規則を制定しています。今後、執行体制から独立した窓口の設置を検討します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

<原則1-4 政策保有株式>

上場株式の政策保有に関する方針及び政策保有株式の議決権行使に関する基準については、当社「コーポレートガバナンスガイドライン」第15条（上場会社株式の政策保有に関する方針）において以下のとおり定めています。

<https://www.hitachicm.com/global/jp/sustainability/governance/corpgovernance/>

第15条（上場会社株式の政策保有に関する方針）

当社の政策保有株式に関する方針を以下のとおりとする。

(1) 政策保有株式の保有に関する方針

当社は、資材の安定調達や販売先の強化その他中長期的に当社の企業価値向上に資すると認められる場合を除き政策保有株式を保有しないものとし、保有方針に合致しなくなった場合は、適宜売却を進め政策保有株式を縮減するものとする。

(2) 保有合理性の検証

当社は、毎年を取締役会において政策保有株式ごとに、前項に定める保有方針及び資本コストを踏まえた保有継続の合理性について具体的な検証を行い、検証の内容を開示する。

(3) 議決権行使基準

当社は、保有株式に係る議決権行使については、発行会社の持続的成長・中長期的な企業価値の向上及び当社の株主価値向上に寄与するものであるかなど、保有目的に照らし総合的に判断して行使する。

(4) 政策保有株主との関係

政策保有株主との取引については、経済合理性に基づき取引条件を検証のうえ取引を継続するものとし、政策保有株主から当社株式の売却の意向が示された場合は、その意向を妨げる行為を行わない。

毎年、取締役会で全ての政策保有株式について継続保有の必要性を個別に検証し、検証内容を開示します。

2020年度における検証の結果、非上場株式について2銘柄の全株式の売却を実施しました。その他の銘柄については保有方針を踏まえて継続保有することとしました。また、当社の政策保有株主より売却の意向を示された際には、売却の意向を妨げず賛成しています。

<原則1-7 関連当事者間の取引>

取締役及び執行役による利益相反取引及び競業取引については、毎年取締役会での事前の承認と事後の報告を要することとしています。当該方針及び手続き等については、当社「コーポレートガバナンスガイドライン」第14条（利益相反）において以下のとおり定めており、当該取引が会社及び株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は管理監督を行っています。

<https://www.hitachicm.com/global/jp/sustainability/governance/corpgovernance/>

第14条（利益相反）

取締役及び執行役は、当社の利益に反して、自身又は第三者の利益を追求してはならない。

上記の意図がない場合でも、取締役及び執行役は、取締役会の承認を得なければ、会社法が定める利益相反取引及び競業取引を行ってはならない。

前項の取締役会決議において、利害関係（個人的な利害関係のほか、当社外の職業上の利害関係）を有する取締役は、決定に加わってはならない。

<原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮>

当社では企業年金基金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、「日立建機企業年金基金」を通じて以下の運営を行なっています。

- ・長期的に必要とされる予定運用利回りを確保すべく、「運用基本方針」「政策アセットミックス」を策定し、適切に分散したポートフォリオで運用しています。
- ・母体企業から人事、財務の専門性を有した人財を基金理事として任用すると共に、外部の運用コンサルタントを起用し、運用能力及び専門知識を強化しています。
- ・積立金の運用を、適正な評価の下に選任された複数の運用機関へ委託し、個別の投資先銘柄選定や議決権行使を各運用機関へ一任する事で、企業年金の受益者と会社との間に生じる利益相反を適切に管理しています。
- ・委託先運用機関の運用状況(議決権行使を含む)は、基金が実施する運用報告会を通じて定期的モニタリングしています。
- ・人事管理役員、財務管理役員、人事、経理、財務、法務等、各部門の部門長からなる「年金委員会」を設置し、基金理事会の諮問機関として運用の意思決定を助けると共に、母体企業内の円滑な情報共有体制を組織的に強化することにより、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行なう仕組みを構築しています。

<原則3 - 1 情報開示の充実>

(1) 経営理念、経営戦略及び経営計画

当社ホームページにて企業理念、経営理念及び経営計画等最新の情報を開示しています。

【日立建機のビジョン】<https://www.hitachicm.com/global/jp/corporate/>

【中期経営計画】<https://www.hitachicm.com/global/jp/corporate/medium-term-management-plan/>

(2) 当社におけるコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1. 基本的考え方」及び当社「コーポレートガバナンスガイドライン」に記載しています。

<https://www.hitachicm.com/global/jp/sustainability/governance/corpgovernance/>

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

報酬等の額の決定に関する方針については、本報告書「2. 報酬の額又はその算出方法の決定方針の開示内容」に記載しています。この方針に則り報酬委員会が個人別の報酬額等を決定しています。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の選解任方針については、当社「コーポレートガバナンスガイドライン」第3条(取締役の構成)及び第13条(経営陣幹部の選解任の方針)において以下のとおり定めています。

<https://www.hitachicm.com/global/jp/sustainability/governance/corpgovernance/>

第13条(経営陣幹部の選解任の方針)

取締役会は、経営陣幹部について、以下の選任基準・解任基準を踏まえ、指名委員会の意見も考慮のうえ選解任を検討し、実行する。

(1) 選任基準

1. 人格、識見、指導力に優れた者であること
2. 会社経営の分野における豊富な経験と実績を有し、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な向上を実現するために最適と考えられる者であること

(2) 解任基準

1. 公序良俗に反する行為を行った場合
2. 健康上の理由から、職務の継続が困難となった場合
3. 職務の懈怠等により当社の企業価値を著しく毀損した場合
4. 前項に定める選任基準を満たさないと判断した場合

また、取締役候補者の指名については、当社「コーポレートガバナンスガイドライン」第3条(取締役の構成)において以下のとおり定めています。

<https://www.hitachicm.com/global/jp/sustainability/governance/corpgovernance/>

第3条(取締役の構成)

指名委員会は、取締役候補者の決定に当たり、以下の事項を考慮する。

1. 取締役会の経営監督機能及び意思決定機能の実効性を確保するため、取締役候補者の有する経験、専門知識、性別や国籍等の多様性、社外取締役とそれ以外の取締役(執行役員兼務者及び当社グループ出身の非業務執行取締役)の構成比等を考慮する。
 2. 取締役会の継続性を保つため、新任の取締役候補者が候補者の全て或いは殆ど全てを構成することとならないよう考慮する。
 3. 取締役会に新しい視点や意見が継続的にもたらされるよう、取締役候補者が当社取締役に就任してからの年数や年齢を考慮するものとする。
- 指名委員会は、原則として、75歳に達した者を取締役候補者とし、但し、特別の場合、75歳以上の者を候補者とすることがある。

これらの方針に則り、取締役会が経営陣幹部を選任または解任することとし、指名委員会が取締役候補者を決定しています。

<補充原則4 - 1 - 1>

当社は指名委員会等設置会社であり、監督と執行の分離を徹底しています。法令、定款、会社規則で定められた事項を除く業務執行の決定については、原則として執行体制へ委任しています。

また、必要に応じて、取締役会で議論・決議すべき事項と執行体制に委任すべき事項について会社規則を改正し、適切な経営監督と業務執行が行えるよう、見直しを行っています。

<補充原則4 - 1 - 3>

当社「コーポレートガバナンスガイドライン」第13条(経営陣幹部の選解任の方針)において、以下のとおり経営陣幹部の選解任方針を定めています。

<https://www.hitachicm.com/global/jp/sustainability/governance/corpgovernance/>

第13条(経営陣幹部の選解任の方針)

取締役会は、経営陣幹部について、以下の選任基準・解任基準を踏まえ、指名委員会の意見も考慮のうえ選解任を検討し、実行する。

(1) 選任基準

1. 人格、識見、指導力に優れた者であること
2. 会社経営の分野における豊富な経験と実績を有し、当社の企業価値・株主共同の利益の継続的な向上を実現するために最適と考えられる者であること

(2) 解任基準

1. 公序良俗に反する行為を行った場合

2. 健康上の理由から、職務の継続が困難となった場合
3. 職務の懈怠等により当社の企業価値を著しく毀損した場合
4. 前項に定める選任基準を満たさないと判断した場合

当該方針をふまえ、指名委員会において経営陣幹部の後継者計画について主体的に議論しており、指名委員会の意見も考慮のうえ取締役会において後継者計画を立案・推進し、経営陣幹部を選任しています。

<原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用>

当社は、現在取締役10名中、独立社外取締役を4名選任しています。それぞれの社外取締役の有する専門的な知見から、取締役会における十分な議論を踏まえて独立社外取締役の役割・責務は果たされていると判断しています。

なお、取締役会の構成の考え方については、当社「コーポレートガバナンスガイドライン」第3条(取締役の構成)において以下のとおり定めています。

<https://www.hitachicm.com/global/jp/sustainability/governance/corpgovernance/>

第3条(取締役の構成)

指名委員会は、取締役候補者の決定に当たり、以下の事項を考慮する。

1. 取締役会の経営監督機能及び意思決定機能の実効性を確保するため、取締役候補者の有する経験、専門知識、性別や国籍等の多様性、社外取締役とそれ以外の取締役(執行役兼務者及び当社グループ出身の非業務執行取締役)の構成比等を考慮する。
 2. 取締役会の継続性を保つため、新任の取締役候補者が候補者の全て或いは殆ど全てを構成することにならないよう考慮する。
 3. 取締役会に新しい視点や意見が継続的にもたらされるよう、取締役候補者が当社取締役に就任してからの年数や年齢を考慮するものとする。
- 指名委員会は、原則として、75歳に達した者を取締役候補者とし、但し、特別の場合、75歳以上の者を候補者とする可能性がある。

<補充原則4 - 8 - 2>

独立社外取締役間における協議の更なる円滑化を図るため、独立社外取締役の互選により「筆頭独立社外取締役」を設置し、独立社外取締役としての役割及び責務を十分に果たせる体制を整備しています。

<原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質>

当社の取締役会の構成の考え方については、当社「コーポレートガバナンスガイドライン」第5条(社外取締役の独立性の判断基準)において以下のとおり定めています。また、本報告書「 . 4 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」にも基準を記載しています。

<https://www.hitachicm.com/global/jp/sustainability/governance/corpgovernance/>

第5条(社外取締役の独立性の判断基準)

指名委員会は、以下の事項に該当しない場合、当該社外取締役に独立性があると判断する。

1. 当該社外取締役の2親等以内の近親者が、現在又は過去3年において、当社又は当社子会社の取締役又は執行役として在職していた場合
2. 当該社外取締役が、現在、業務執行取締役、執行役又は従業員として在職している会社が、製品や役務の提供の対価として当社から支払いを受け、又は当社に対して支払いを行っている場合に、その取引金額が、過去3事業年度のうちのいずれかの1事業年度当たり、いずれかの会社の連結売上高の2%を超える場合
3. 当該社外取締役が、過去3事業年度のうちのいずれかの1事業年度当たり、法律、会計若しくは税務の専門家又はコンサルタントとして、当社から直接的に1,000万円を超える報酬(当社取締役としての報酬を除く)を受けている場合
4. 当該社外取締役が、業務を執行する役員を務めている非営利団体に対する当社からの寄付金が、過去3事業年度のうちのいずれかの1事業年度当たり、1,000万円を超えかつ当該団体の総収入又は経常収益の2%を超える場合

<補充原則4 - 11 - 1>

取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方、取締役の選任に関する方針・手続は、当社「コーポレートガバナンスガイドライン」第3条(取締役の構成)、第4条(取締役の適性)において以下のとおり定めています。

<https://www.hitachicm.com/global/jp/sustainability/governance/corpgovernance/>

第3条(取締役の構成)

指名委員会は、取締役候補者の決定に当たり、以下の事項を考慮する。

1. 取締役会の経営監督機能及び意思決定機能の実効性を確保するため、取締役候補者の有する経験、専門知識、性別や国籍等の多様性、社外取締役とそれ以外の取締役(執行役兼務者及び当社グループ出身の非業務執行取締役)の構成比等を考慮する。
 2. 取締役会の継続性を保つため、新任の取締役候補者が候補者の全て或いは殆ど全てを構成することにならないよう考慮する。
 3. 取締役会に新しい視点や意見が継続的にもたらされるよう、取締役候補者が当社取締役に就任してからの年数や年齢を考慮するものとする。
- 指名委員会は、原則として、75歳に達した者を取締役候補者とし、但し、特別の場合、75歳以上の者を候補者とする可能性がある。

第4条(取締役の適性)

指名委員会は、取締役候補者を決定する際、以下の事項を考慮するものとする。

1. 取締役候補者が、人格、識見に優れた者であること
2. 社外取締役候補者が、第5条に定める独立性の判断基準を満たすことに加え、会社経営、法務、行政、財務、会計、教育等の分野で指導的役割を務めた者又は政策決定レベルでの経験を有する者であること。

<補充原則4 - 11 - 2>

当社の取締役会の重要な兼職の状況については、株主総会招集通知で開示しています。

[定時株主総会招集ご通知] <https://www.hitachicm.com/global/jp/ir/stock-and-bond/smeeting/>

なお、上場会社の役員の兼職に関する方針は当社「コーポレートガバナンスガイドライン」第6条(他社役員の兼職)において以下のとおり定めています。

<https://www.hitachicm.com/global/jp/sustainability/governance/corpgovernance/>

第6条(他社役員の兼職)

取締役は、当社の事業等を理解し、取締役会に出席し、また、その準備を行うために必要な時間を確保することが求められることから、当社の他に4社を超える上場会社の役員(取締役、監査役又は執行役)を兼職しないことが望ましい。

取締役が他社から役員就任の要請を受けたときは、その旨を第7条に定める取締役に通知する。

補充原則4 - 11 - 3>

当社は取締役会の実効性を確保・向上することを目的に、当社「コーポレートガバナンスガイドライン」第11条(取締役会の評価)において、毎年、取締役会の実効性に関する評価を行うこととしています。

2020年度における取締役会の実効性評価を分析・評価いたしましたので、その結果の概要を以下のとおり開示いたします。

<評価方法>

(1)2021年2-3月に全取締役10名を対象に、以下項目についてアンケートを実施。3月にアンケート結果をもとに社外取締役を含む取締役6名に対し、アンケート結果を踏まえてインタビューを実施。

アンケート項目

1. 取締役会の構成
 2. 取締役会の運営状況
 3. 各種委員会(指名・監査・報酬)の構成と役割
 4. 各種委員会(指名・監査・報酬)の運営状況
 5. 取締役に対する支援体制
 6. 投資家・株主との関係
 7. トピックス(ESGやSDG'Sの取り組みについて)
 8. その他自由記載
- ・取締役会における経営戦略の策定、審議、決定プロセスと戦略実行の監督プロセスのあり方について
・取締役会レベルにおけるリスクマネジメント及びコンプライアンスの監督について

(2)アンケート、インタビュー結果をもとに、取締役会事務局で集計・分析を実施。

前年度の結果に対し、どの程度課題が改善されたかの結果を纏め、4月の取締役会において結果を報告し、改善すべき課題と改善策について審議を実施。

<分析・評価>

2020年度は、コロナ禍におけるWebシステムを使用した対応など多くの項目において「機能している」「概ね機能している」と評価されました。一方で、2019年度に続き取締役会の運営状況、取締役会での議論、また本年度は新たに取締役会の議事録、報酬委員会、投資家・株主との関係について課題が挙がりました。各項目において改善はしているものの、取締役会の議論を更に有効にするための一段上の取り組みが必要であることが確認されました。

<今後の取り組み>

当社取締役会は、分析・評価結果を踏まえ、各項目において取締役会で議論のうえ、継続的な実効性の向上にむけて次の事項について取り組むこととしました。

1. 取締役会における議案説明方法の改善による議論の充実
2. 新しい議論の場の提供による自由で多面的な議論の創出
3. 取締役会の議事録の記載内容の改善による取締役の意見の適切な記録
4. 報酬委員会の審議の改善と情報開示による評価基準と評価結果の明確化
5. 開示内容の充実による投資家の投資促進

<https://www.hitachicm.com/global/jp/sustainability/governance/corpgovernance/>

<補充原則4-14-2>

取締役に対するトレーニングの方針は、当社「コーポレートガバナンスガイドライン」第10条(取締役の知識習得)において以下のとおり定めています。

<https://www.hitachicm.com/global/jp/sustainability/governance/corpgovernance/>

第10条(取締役の知識習得)

当社は、取締役に対して、就任時のオリエンテーションの他、当社取締役の職務遂行に必要な当社グループの事業その他の知識の習得のための機会を必要に応じて提供する。

<原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針>

株主・投資家との対話を促進するために、IRを管掌する役員の下に、専門部署としてブランド・コミュニケーション本部内にIRグループを設置し、当社の経営方針や財務状況などを十分に理解いただき、企業価値を適正に評価していただけるよう、公正で透明性の高い情報開示に努めています。

経営戦略や業績全般に関する開示内容については、取締役・執行役と関連部門間で事前に協議し、共有しています。IR活動を通して把握した株主・投資家の意見等については、定期的に取り締り・執行役にフィードバックし、当社の持続的成長に向けた経営改革を進めるために活用しています。

経営方針説明会や四半期ごとの決算説明会、事業説明会を定期的開催し、積極的な情報発信に努めており、これらの説明会における説明内容については、当社Webサイトに掲載しています。

<https://www.hitachicm.com/global/jp/ir/library/>

また、個別面談の機会も設け、国内外の株主・投資家との充実した対話に努めています。

なお、株主・投資家との対話にあたっては、インサイダー情報を伝達しないよう十分に留意しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日立製作所	109,352,310	50.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	26,388,200	12.27
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	10,588,300	4.92
株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)	2,486,900	1.16
株式会社日本カストディ銀行(信託口7)	1,993,400	0.93
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン(インターナショナル)リミテッド131800	1,860,100	0.86
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	1,629,000	0.76
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー505234	1,557,605	0.72
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	1,433,500	0.67

ジェービー モルガン チェース バンク 385781	1,329,527	0.62
----------------------------	-----------	------

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	株式会社日立製作所 (上場:東京、名古屋) (コード) 6501

補足説明 更新

- 表には、自己株式2,463,047株(2021年3月31日現在)を含めておりません。
 - 2020年7月20日付で大量保有報告書が公衆の縦覧に供されているものの、当社として議決権行使基準日における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。
- なお、報告書の主な内容は次のとおりです。

保有者:ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC) 他1名
報告義務発生日:2020年7月15日
保有株券等の数: 14,122,655株
保有割合:6.57%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社の取締役10名のうち1名は、2021年3月31日現在において日立製作所の嘱託、もう1名は同社の社会ビジネスユニットCOOを兼任していることから、取締役会における意見の表明を通じて、当社の経営方針の決定等について影響を及ぼし得る状況にあります。しかしながら、日立製作所の職務を兼任している者は、当社の取締役会の過半数を占めるに至っておらず、さらに、(株)東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ている社外取締役が4名就任していることから、当社独自の経営判断を行うことができる状況にあると考えています。また、日立製作所及びそのグループ企業との取引条件は、市場価格等を参考に双方協議のうえ、合理的に決定しています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

親会社との関係、親会社からの一定の独立性の確保に関する考え方

当社は、事業運営の独立性を保ちつつ、親会社である株式会社日立製作所のグループの一員として、基本理念及びブランドを共有しており、基本的な経営方針の一体化をしています。

こうした中、日立グループに属することにより、当社は、同社及び同社グループ各社が有する研究開発力、ブランド力、その他の経営資源を有効に活用することができ、当社及び当社グループの企業価値の一層の向上に寄与するものと考えています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	その他の取締役
取締役の人数	10名

【社外取締役に係る事項】

社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岡 俊子	他の会社の出身者											
奥原 一成	他の会社の出身者											
菊地 麻緒子	弁護士											
外山 晴之	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
岡 俊子						同氏のコンサルティング会社の経営者としての豊富な経験、M & Aに関する知識、高い見識を活かし、当社の経営全般に助言いただくことで、当社の経営体制の更なる強化ができると判断し、社外取締役候補者としました。

奥原 一成					同氏の国際的企業の経営者としての豊富な経験、人事・労務政策に関する知識、高い見識を活かし、当社の経営全般に助言いただくと共に、独立した立場から執行役等の職務の執行を監督していただくため、引き続き社外取締役として選任しました。
菊地 麻緒子					同氏の法曹分野における豊富な経験、知識及び経営者・監査役としての経験、高い見識を活かし、当社の経営全般に助言いただくと共に、独立した立場から執行役等の職務の執行を監督していただくため、引き続き社外取締役候補者となりました。
外山 晴之					同氏がこれまで培ってきた金融・財務分野に関する豊富な経験、知識を活かし、当社の経営全般に助言いただくと共に、独立した立場から執行役等の職務の執行を監督していただくため、引き続き社外取締役として選任しました。

【各種委員会】

各委員会の委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
指名委員会	5	1	2	3	社内取締役
報酬委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査委員会	6	1	2	4	社内取締役

【執行役関係】

執行役の人数 19名

兼任状況 更新

氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
平野 耕太郎	あり	あり			なし
田淵 道文	あり	あり	×	×	なし
落合 泰志	なし	なし	×	×	なし
石井 壮之介	なし	なし	×	×	なし
山田 尚義	なし	なし	×	×	なし
梶田 勇輔	なし	なし	×	×	なし
先崎 正文	なし	なし	×	×	なし
豊島 聖史	なし	あり	×	×	なし
福本 英士	なし	なし	×	×	なし
角谷 守朗	なし	なし	×	×	なし
塩嶋 慶一郎	なし	あり	×	×	なし
遠西 清明	なし	なし	×	×	なし
中村 和則	なし	なし	×	×	なし
廣瀬 雅章	なし	なし	×	×	なし
福西 栄治	なし	なし	×	×	なし
松井 英彦	なし	なし	×	×	なし
山野辺 聡	なし	なし	×	×	なし
David Harvey	なし	なし	×	×	なし
Sandeep Singh	なし	なし	×	×	なし

【監査体制】

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

(1) 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会事務局を設け、執行役の指揮命令には服さない専従の使用人を置いています。また、監査委員会事務局に所属する使用人以外に、内部監査部門及び法務・総務部門も監査委員会の職務を補助します。

(2) 上記(1)の取締役及び使用人の執行役からの独立性並びに監査委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
監査委員会事務局に所属する使用人は、執行役の指揮命令には服さない監査委員会事務局専属の者とし、監査委員会は、監査委員会事務局の人事異動について事前に報告を受け、必要な場合は理由を付して人事管掌執行役に対して変更を申し入れることができます。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査担当部署が実施した当社及び子会社に対する内部監査の結果については、遅滞なく監査委員に報告します。

監査委員会には、常勤監査委員を置き、年間の監査方針及び監査計画に基づき、実効的に監査しています。

当社及び子会社の業務運営の状況を把握し、その改善を図るために、内部監査に関する規則を定め、当社及び子会社の各部署を定期的に監査する体制を構築します。

監査委員会が会計監査人を監督し、また、会計監査人の執行役からの独立性を確保するため、監査委員会の職務として、監査委員会に対する会計監査人の監査計画の事前報告の受領及び監査委員会による会計監査人の報酬の事前承認を実施します。

当社及び子会社で、財務報告へ反映されるべき事項全般につき文書化された業務プロセスの着実な実行と検証を社内又は必要に応じて外部監査人により行います。

法令遵守状況の確認及び法令違反行為等の抑止のため、監査室その他の担当部署及び子会社の担当部署による内部監査を実施し、法令遵守に関して横断的な管理を図るため、規則又は担当部署の決定により各種の委員会等を設置します。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格要件を充たす社外取締役は、全て独立役員として届け出ています。

【インセンティブ関係】

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

(1) 業績連動型報酬制度の導入について

取締役の報酬の一部に期末手当を、執行役の報酬の一部に業績連動型報酬制度を導入しており、本報告書「取締役・執行役報酬関係」のうち「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおり、報酬委員会において、役員報酬に係る基本方針を決定しています。

(2) ストックオプション制度について

ストックオプション制度については、取締役・執行役に対して、当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、ストックオプションを付与していましたが、08年4月25日開催の報酬委員会において、ストックオプション制度の廃止を決議しました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役・執行役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

(個別の執行役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書、営業報告書(事業報告)へ記載しており、記載内容につきましては、取締役及び執行役の報酬額の総額を記載しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 方針の決定の方法

当社は、指名委員会等設置会社に関する会社法の規定により、報酬委員会が取締役及び執行役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針を定めています。

2. 方針の概要

(1) 取締役及び執行役に共通する事項

他社の支給水準を勘案の上、当社の業容規模・範囲、当社役員に求められる能力及び責任・リスク等を踏まえた報酬の水準を設定します。

(2) 取締役

取締役の報酬は、月俸及び期末手当からなります。

・月俸は、職務が監督機能であることに鑑み、固定金額として定めることとし、その支給水準については、常勤・非常勤の別、基本手当、所属する委員会の委員手当及び職務の内容に応じて決定します。

・期末手当は、原則として基本手当に一定の係数を乗じた額を基準として支払うものとします。但し、当社の業績により減額することがあります。

なお、執行役を兼務する取締役には、取締役としての報酬は支給しません。

(3) 執行役

執行役の報酬は、月俸及び業績連動報酬からなります。

・当社の業容規模・範囲、当社役員に問われる能力、負うべき責任・リスク等を踏まえて、世間水準を基準に標準年収を定めます。

・月俸は、役位ごとに基準額を設けます。

・業績連動報酬の基準額は、会長・社長は標準年収の概ね40%、その他執行役は標準年収の概ね30%とし、標準業績目標達成度合い及び担当業務における成果に応じて、一定の範囲内で決定します。

・外国人執行役の報酬水準は、人財確保の観点から各国・地域の報酬水準をベンチマークし、報酬の市場競争力も勘案して決定します。

【社外取締役のサポート体制】 更新

(1) 取締役会資料の早期配布及び必要に応じて重要議案の内容等の事前説明を実施しています。

(2) 会社の業務運営に関する重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するため担当執行役による決定の前に、執行役会や経営会議等で、審議・検討しています。社外取締役は、法務統括部にて管理する当該執行役会の資料について、閲覧可能であり、必要に応じて法務統括部より資料の説明を行います。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
住岡 浩二	特別顧問	現役経営陣幹部への助言等	勤務形態：常勤 報酬：有	2020/07/20	定めなし

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1名

その他の事項

当社には社長経験者等に相談役・顧問を委嘱する制度がありますが、その役割は経験に基づく助言を行うことであり、経営上の判断に影響を及ぼすような権限を有するものではありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) 業務執行、監査・監督の方法

取締役会の定める経営の基本方針に則り、その委任を受けて、代表執行役及び執行役が業務の執行の決定及びこれに基づく業務の執行を行っています。執行役の職務の分掌及び指揮命令関係その他の執行役の相互の関係に関する事項の決定については、取締役会が定めています。

当社は、会社の業務運営に関する重要事項については、代表執行役・執行役社長の業務執行の決定のための諮問機関として、全執行役で構成する執行役会(原則として毎月2回開催)を設置しており、業務運営に関する重要事項について統制しています。更に、事業のグローバル化ならびに事業環境の変化にスピーディーに対応するため、執行役会を含む主要な会議では、Webを活用した会議システムを採用しています。

また、業務執行に対する監査・監督については、取締役会規則、監査委員会規則、内部監査規則に則り行われています。

(2) 取締役会及び各種委員会の構成メンバーの概要、選定方法、取締役会及び委員会の開催頻度、主な検討事項、個々の役員の出席状況、事務局等の設置状況

a. 構成メンバー・選定方法・主な検討事項と開催頻度及び出席状況

取締役は指名委員会による候補者の選任に基づき株主総会で選任し、各種委員会メンバーについては取締役会で決定しています。

取締役会

常勤社内取締役4名、取締役2名、社外取締役4名の計10名で構成されています。
経営、金融、法律等を専門とする社外取締役を含め、幅広い知識、視点から当社の経営理念、中期経営計画、連結経営の方針及び事業予算等の経営の基本方針の決定のほか、四半期決算の状況や連結決算の状況等についても審議、検討しています。
2020年度の開催頻度は月1回で全15回開催し、個別の出席状況は以下のとおりです。

奥原 一成(15回/15回 出席)
菊地 麻緒子(10回/10回 出席) 2020年7月の株主総会をもって就任
外山 晴之(15回/15回 出席)
平川 純子(14回/15回 出席)
桂山 哲夫(15回/15回 出席)
櫻井 俊和(5回/5回 出席) 2020年7月の株主総会をもって退任
住岡 浩二(5回/5回 出席) 2020年7月の株主総会をもって退任
平野耕太郎(15回/15回 出席)
高橋 秀明(15回/15回 出席)
田淵 道文(10回/10回 出席) 2020年7月の株主総会をもって就任
豊島 聖史(15回/15回 出席)
南 邦明(10回/10回 出席) 2020年7月の株主総会をもって就任
蓮沼 利建(5回/5回 出席) 2020年7月の株主総会をもって退任

指名委員会

常勤社内取締役1名、取締役1名、社外取締役3名の計5名で構成されています。
取締役候補者を選任するほか、後継者の育成計画についても審議、検討しています。
2020年度は全6回開催し、個別の出席状況は以下のとおりです。

高橋 秀明(6回/6回 出席)
平野耕太郎(6回/6回 出席)
奥原 一成(6回/6回 出席)
外山 晴之(6回/6回 出席)
平川 純子(5回/6回 出席)

報酬委員会

常勤社内取締役1名、社外取締役2名の計3名で構成されています。
執行役及び取締役の報酬の基本方針、個人別の報酬等の内容及び適正な報酬額等について審議、検討しています。
2020年度は3回開催し、個別の出席状況は以下のとおりです。

平野耕太郎(3回/3回 出席)
外山 晴之(3回/3回 出席)
平川 純子(3回/3回 出席)

監査委員会

常勤社内取締役1名、取締役1名、社外取締役4名の計6名で構成されています。
財務・会計の状況のほか、業務執行状況を監査するため、委員会での審議に加え、国内外の拠点に往査を行っています。また、関連部署からの報告の他、執行役を含めた関係者へのインタビューなども実施し、適切な業務執行について審議、検討しています。
2020年度の監査委員会は28回開催し、その他国内外の拠点の往査も実施しました。個別の出席状況は以下のとおりです。

櫻井 俊和(8回/8回 出席) 2020年7月の株主総会をもって退任
桂山 哲夫(20回/20回 出席) 2020年7月の取締役会において監査委員に就任
奥原 一成(28回/28回 出席)
菊地 麻緒子(20回/20回 出席) 2020年7月の株主総会をもって就任
外山 晴之(28回/28回 出席)
平川 純子(28回/28回 出席)
蓮沼 利建(8回/8回 出席) 2020年7月の株主総会をもって退任
南 邦明(19回/20回 出席) 2020年7月の株主総会をもって就任

b. 事務局等の設置状況

監査委員会については、監査委員会事務局を設置し、専従のスタッフ1名を配置しています。

(3) 監査基準、取締役候補者の選定や報酬の内容の決定に関する一定の方針や要件

a. 監査基準

監査委員会の権限について取締役会規則に定めると共に、監査委員会規則を定め、これに従っています。
また、内部監査の基本となる事項について、内部監査規則を定め、これに従っています。

b. 取締役候補者の選定

指名委員会の権限について取締役会規則に定めると共に、指名委員会規則を定め、これに従っています。

c. 報酬の内容の決定

報酬委員会の権限については取締役会規則に定めると共に、報酬委員会規則に定め、これに従っています。

(4) 内部監査の状況

当社は、内部監査を担当する部門として監査室を設置しています。監査室は、室長以下9名の専従スタッフと1名の監査委員会事務局との兼任者により構成されています。監査室は、リスクベース手法に基づき監査対象を選定し、各事業部及び各グループ会社の業務が、正確、正当かつ合理的に処理されているかどうかを監査しています。

当年度はコロナ禍で海外グループ会社への往査活動が制限されましたが、インターネットツールによるリモート監査を導入すると共に、一部の海外グループ会社については提携する内部監査専門業者に監査委託を行い遂行しました。

(5) 監査委員会による監査の状況

監査委員会は、取締役会の内部機関として、取締役及び執行役の職務の執行が法令及び定款並びに経営の基本方針に適合し、効率的に行われているかを監査しています。具体的には、財務・会計、内部統制システムの整備運用状況のモニタリングのほか、業務執行状況や子会社の経営妥当性を監査するため、例年は委員会での審議に加え、国内外の拠点やグループ会社に往査を行っています。

監査委員会は、提出日現在、取締役会決議により選定された取締役6名、うち独立社外取締役4名により構成されています。なお、監査委員会の事務局として、監査委員会の職務を補助すべき専従の使用人を1名、内部監査室と兼務の使用人1名をBCPの観点から置いています。この監査委員会事務局は何れの執行役の管掌下になく、監査委員会に直属しています。

今年度は、新型コロナウイルス影響を踏まえた監査の遂行として、電話会議システムやインターネットツールも積極的に活用し、適切な監査・報告聴取に努めました。

内部監査部門や財務・経理部門、或いは製品品質やESGを管理する部門等各部門から報告聴取を行うほか、代表執行役との意見交換を含めて全執行役から職務執行状況を聴取し、その業務執行の適切性について審議、検討しました。

会計監査人とは、法令上の検討責務のみならず、四半期毎のレビュー報告、年度会計監査報告や監査指摘事項の聴取をはじめ、内部監査部門も参加した三様監査会の開催など緊密な連携をとっています。

2020年度の監査委員会は、前年度より13回多い28回を開催しました。回数的大幅な増加は、主として世界的な新型コロナウイルス感染拡大により、国内外拠点やグループ会社の往査に代えて、インターネットツールを活用して事業や業務運営等の報告聴取をモニタリングの一環として行ったことによるものです。

(6) 会計監査人の状況

直前事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の会計監査業務を執行した公認会計士は、EY新日本有限責任監査法人の業務執行社員石黒一裕氏及び三木拓人氏並びに小沼香王理氏です。また、その指示により、必要に応じてEY新日本有限責任監査法人に所属する公認会計士、会計士補その他が、会計監査業務の執行を補助しました。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士13名、その他56名です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

業務執行機能と監督機能とを分離し、迅速で責任が明確な経営を可能にすること、及び3委員会の設置により取締役会の監督機能を強化し、客観性と透明性の高い経営を実現するためです。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様の検討時間をより確保すべく早期発送を行っています。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主の皆様にご出席頂く為、一般的な集中日ではない日に開催するものとしています。
電磁的方法による議決権の行使	2006年6月総会から、より多くの株主との意思疎通を図り、同時に定足数の確保を図る観点から採用することとしました。また、株式会社「C」が運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームを採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2006年6月総会から、より多くの株主との意思疎通を図り、同時に定足数の確保を図る観点から採用することとしました。また、株式会社「C」が運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームを採用しています。
招集通知(要約)の英文での提供	2016年6月総会の招集通知より英文を作成し、和文と同時に当社のウェブサイトに掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、「ディスクロージャー・ポリシー」として、情報開示の基本方針、情報開示基準、情報開示の方法、沈黙期間の設定、将来予想について定め、ホームページで公開しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	ラジオNIKKEIの番組へ年4回程度、社長が出演しています。また、個々の問い合わせに対しては、その都度対応を行っています。加えて、個人株主向けに工場見学会を定期的で開催しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとの決算発表後、当社ではアナリスト・機関投資家向けに「決算説明会」及び「スモールミーティング」を開催しています。また、「中期経営計画」について年一回説明会を開催すると共に、社長ミーティングや事業説明会、国内外の事業所見学会を定期的実施しています。更にIR取材の要望がある都度、個別対応しています。また、IRサイトにて音声配信を行うことにより、説明会にご参加いただけない投資家の方の便宜を図っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧州・北米・アジア・豪州にて海外IRを年に複数回実施しています。なお、海外現地会社においても随時IR取材のリクエストに対応しています。また要望に応じ、電話会議だけでなく、Web会議ツールも使用し、より多くの機関投資家のリクエストに対応しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信・有価証券報告書・CSR & Financial Report・10年間の財務データ・ニュースリリースならびに各種IR資料等を発行後速やかに掲載しています。 和文URL: https://www.hitachicm.com/global/jp/ir/ 英文URL: https://www.hitachicm.com/global/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	専門部署としてブランド・コミュニケーション本部内にIRグループを設置し、専任担当者を配置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

<p>社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定</p>	<p>日立建機グループ行動規範等の会社規則において、企業が社会の一員であることを認識し、公正かつ透明な企業行動に徹すると共に、環境との調和、積極的な社会貢献活動を通じ、良識ある市民として真に豊かな社会の実現に尽力する旨、国内外における株主、顧客、取引先、地域住民など広く社会の信頼を確保すべき旨等を規定しています。</p>
<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>日立建機グループ全体のCSR活動については、専門部署を設け、国内外のグループ会社と定期的なコミュニケーションを通じて方向性を共有しながら、グローバルに推進することとしています。</p> <p>日立建機グループは、さまざまな社内外のステークホルダーと共にCSR重点テーマの分析を進め、事業を通じて社会・環境課題の解決に貢献するCSR重点取り組みテーマを特定しました。環境保全活動を含めた具体的なCSR活動については、当社ホームページに掲載しています。また、当該活動状況を纏めた年次報告書である「日立建機グループCSR & Financial Report」も当社ホームページに掲載しています。</p> <p>環境・CSR : https://www.hitachicm.com/global/jp/sustainability/ CSR & Financial Report : https://www.hitachicm.com/global/jp/sustainability/download/</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>公正で透明性の高い情報開示を行うと共に、さまざまなコミュニケーション活動を通じて、株主・投資家他の多様なステークホルダーへの責任ある対応を行うことを基本方針とするディスクロージャー・ポリシーを当社ホームページに掲載しています。</p> <p>和文URL : https://www.hitachicm.com/global/jp/ir/disclosure-policy/ 英文URL : https://www.hitachicm.com/global/ir/disclosure-policy/</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

会社法に基づく内部統制システムに関する基本方針の概要

(1) 基本的な考え方(基本方針)

当社では、基本的な行動規範として「日立建機グループ行動規範」を当社グループ全体の共通規範として位置付け、その他の重要な規則や基本制度等についても基幹部分を共有しています。

(2) 整備状況

当社では、会社法の定めにも則り、「業務の適正を確保するための体制等の整備について」当社取締役会において決議し、これを整備しています。その決議の概要は次のとおりです。

a 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会事務局を設け、執行役の指揮命令には服さない専属の使用人1名及び内部監査室と兼務の使用人1名をBCPの観点から置いています。また、監査委員会事務局に所属する使用人以外に、内部監査部門及び法務・総務部門も監査委員会を補助しています。なお、監査委員会の職務の補助を特に明示的な職務とする取締役は置いていません。

b 上記aの取締役及び使用人の執行役からの独立性並びに監査委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査委員会事務局に所属する使用人は、執行役の指揮命令には服さない監査委員会事務局専属の者とし、監査委員会は、監査委員会事務局の人事異動について事前に報告を受け、必要な場合は理由を付して人事管掌執行役に対して変更を申し入れることができます。

c 監査委員会への報告に関する体制及び報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・執行役に附議、報告された当社及び子会社の案件については、執行役より遅滞なく監査委員に報告します。
・内部監査担当部門が実施した当社及び子会社に対する内部監査の結果については、遅滞なく監査委員に報告します。
・執行役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査委員に当該事実を報告しなければなりません。
・当社及び子会社の使用人を対象とした「コンプライアンス通報制度」による通報の状況について、同制度の事務局であるコンプライアンス担当部門より監査委員に報告します。また、当該通報制度による通報者について、通報したことを理由として不利益な取扱いをしない旨会社規則に定め、コンプライアンス担当部門はその運用を徹底しています。
・当社の執行役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人から監査委員会への報告は、常勤監査委員への報告をもって行います。また、監査委員会は、決議により、これらの報告を受ける監査委員を決定します。

d 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員の職務の執行について生ずる費用の支払その他の事務は総務部門が担当し、総務部門は監査委員から費用の前払その他支払に関する請求があったときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査委員の職務の執行に必要なものと明らかに認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

e その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会には、常勤監査委員を置き、年間の監査方針及び監査計画に基づき、次の事項について実効的に監査しています。
・重要な会議に出席し、執行役及び使用人から職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧します。
・本社及び主要な事業所並びに子会社の業務及び財産の状況を調査すると共に、必要に応じて報告を聴取しています。

f 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

次に記載する内容の経営管理システムを用いて、法令遵守体制を継続的に維持します。
・後掲の「当社の使用人並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に同じです。
・上記に加え、執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、当社の使用人が外部機関を通じて通報できる制度を設置しています。

g 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

執行役の決定並びに職務執行に関する記録については、会社規則に則り、保存・管理しています。

h 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・コンプライアンス、情報セキュリティ、環境、災害、品質及び輸出管理等にかかるリスクについては、それぞれの対応部門にて、必要に応じ、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う体制をとり、子会社に対しても、各社の規模等に応じて当社に準じた体制の整備を行わせています。
・執行役より定期的実施される当社及び子会社の業務執行状況の報告等を通じ、新たなリスク発生の可能性の把握に努め、新たに生じたりリスクへの対応が必要な場合は、執行役社長から各関連部門に示達すると共に、速やかに対応責任者となる執行役を定めています。

i 当社の執行役及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

次に記載の経営管理システムを用いて、当社の執行役及び子会社の取締役の職務執行の効率性を確保しています。
・当社或いは当連結グループ全体に影響を及ぼす重要事項については、多面的な検討を経て慎重に決定するために、執行役会規則等を定め、担当執行役による決定の前に、執行役会や経営会議等で、検討する体制としています。
・当社及び子会社の業績管理は、財務業績の責任主体別と、管理業績の主体別にマトリックス方式の体制で実施しています。
・当社及び子会社の業務運営の状況を把握し、その改善を図るために、内部監査に関する規則を定め、当社及び子会社の各部門を定期的に監査する体制を構築しています。
・監査委員会は会計監査人を監督し、また、会計監査人の執行役からの独立性を確保するため、監査委員会の職務として、会計監査人の監査計画の事前報告の受領及び会計監査人の報酬の事前承認を実施しています。
・当社及び子会社で、財務報告へ反映されるべき事項全般につき文書化された業務プロセスの着実な実行と検証を社内又は必要に応じて外部監査人により行っています。
・当社は子会社に取締役及び監査役を派遣し、法務、経理、総務等のコーポレートに関する業務及び研究開発、特許等の知的財産管理に関する業務等について、子会社からの相談に対応できる窓口を設置の上、日立建機グループとして適正かつ効率的な業務が行える体制を構築しています。

j 当社の使用人並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

次に記載する内容の経営管理システムを用いて、法令遵守体制を継続的に維持しています。

・法令遵守状況の確認及び法令違反行為等の抑止のため、監査室その他の担当部門及び子会社の担当部門による内部監査を実施し、法令遵守に関して横断的な管理を図るため、規則又は担当部門の決定により各種の委員会等を設置しています。

・当社及び子会社の使用人が当社担当部署に通報できる「コンプライアンス通報制度」を設置しており、違法行為等に関する内部通報を受け付けています。また、同制度の事務局であるコンプライアンス担当部門は必要な調査等を実施し、通報者に回答すると共に通報者には通報による不利益を生じないこととしています。

・法令遵守教育として、事業活動に関連する各法令について、当社及び子会社においてハンドブック等の教材を用いた教育を実施しています。

・内部統制システム全般にわたり、周知を図り実効性を確保するため、執行役の職務として、情報セキュリティ、環境、品質管理、輸出管理、反社会的取引防止等、日立建機グループの事業活動に関連する法令の遵守を基本とする各種方針及び各会社規則を定めています。但し、内部統制に関する事項を定める規則については、制定改廃に取締役会の承認を要するものとします。なお、その他の会社規則については、その重要性に応じて、制定改廃を決裁すべき執行役を定めています。

・日立建機グループにおいて共通に定めるべき方針・規則等を子会社に周知し、当該方針・規則等に準じた規則等の整備を行わせています。

k 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

・子会社に係る業務上の重要事項について、当社執行役会での審議の対象としています。

・中期経営計画・予算制度において、子会社を含めた連結事業体で業績目標及び施策等を定め、評価を行うこととし、当該制度を通じて子会社はその状況について当社に報告しています。

l その他当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・親会社の基本理念を日立ブランド及びCSR活動の基礎として位置付け、日立グループ共通の価値観を醸成すると共に、企業が果たすべき社会的責任についての理解を共有しています。

・親会社は日立グループにおいて共通に定めるべき方針・規則等を当社に周知し、当該方針・規則等に準じた規則等の整備を図っています。

・日立グループの業務の適正を確保するため、親会社は当社に対して、当社の規模等に応じた体制の整備の状況を確認するため、当社への取締役の派遣及び子会社の各部署への定期的な監査等を行っています。

・親会社は、経理、総務、法務等のコーポレートに関する業務及び研究開発に関する業務等について、当社からの問合せに対応できる窓口を設置の上、日立グループとして適正かつ効率的な業務を行う体制を構築しています。

・親会社並びに当社及び子会社は、日立グループ内の取引を市価を基準として公正に行うことを方針としています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

当社では、日立建機グループ行動規範において「社会の秩序及び安全に脅威を及ぼす反社会的勢力に対し、法に基づき厳正に対処する」ことを定めています。当社の日立建機グループ行動規範は、グループ各社に対しても展開されており、グループ全社を挙げて反社会的勢力の排除に取り組んでいます。

(2) 整備状況

日立建機グループ行動規範に基づいて、「反社会的取引の防止に関する規則」「反社会的取引の防止に関する管理指針」とそれぞれの細則を定めています。

これらの規則に基づいて、各部門長によって構成される「渉外管理委員会」と、事業所長を中心に構成される「事業所渉外管理委員会」を設置し、方針・規則の周知・徹底と取引の審査等を行っています。

方針・規則の周知・徹底に当たっては、解説資料を作成・配布することにより、注意を喚起しています。

取引の審査に当たっては、新規取引の際に相手方の照会・調査を行っており、必要に応じて株式会社日立製作所とも連絡をとって対応しています。

対応状況については、定期的にグループ会社を含めて監査を実施し、株式会社日立製作所の監査も受けています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、株式の上場により、株式市場から事業運営の維持、事業の拡大に必要とする資金の調達を行うと共に、株主、投資家及び株式市場から評価を受けています。当社は、こうした日々の評価に対して、当社及び当社グループへの期待を認識し、緊張感のある経営を実践することが、企業価値の向上に大きく寄与すると考えています。

また、当社は、事業運営の独立性を保ちつつ、親会社である株式会社日立製作所のグループの一員として、基本理念及びブランドを共有し、基本的な経営方針の一体化が必要であると考えています。更に、同社及び同社グループ各社が有する研究開発力、ブランド力、その他の経営資源を有効に活用することが、当社及び当社グループの企業価値の一層の向上に資すると考えています。

当社は、上記基本方針のもと、ガバナンス体制の構築及び経営計画の策定・推進に取り組み、企業価値の向上及び広く株主全般に提供される価値の最大化を図ることとします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

当社は、法令及び当社が上場している金融商品取引所が定める規則に則り、公正で、透明性の高い情報の開示を適切に行うことをディスクロージャーポリシーに定めています。

このディスクロージャーポリシーのもと、当社は、次に掲げる社内体制により金融商品取引法等の諸法令及び東京証券取引所の定める規則を遵守し、適時適切な会社情報の開示を行っています。

・会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

社内規則により適時開示すべき事実種類に応じて情報の担当部署を定め、開示すべき事実の発生が予想される場合は、担当部署よりブランド・コミュニケーション部門に通知することとしています。

当社の決定に係る事実については、適時開示すべき事実にあたるものは、原則として執行役員及び必要に応じて取締役会へ附議することとしています。

ブランド・コミュニケーション部門は必要に応じ、経理部門及び法務部門へ情報を展開し、本情報について金融商品取引法等の諸法令及び東京証券取引所の定める規則を確認のうえ、本情報の開示の要否を判定しています。

判定の結果、本情報が開示事項に該当する場合には、担当部署の協力のもと、金融商品取引法に基づく開示については法務部門が、東京証券取引所の定める規則に基づく開示についてはブランド・コミュニケーション部門が、開示資料を作成し、関連執行役の承認と執行役社長の決裁を経て、適時開示を行っています。

その他、通期及び四半期の決算情報については、ブランド・コミュニケーション部門及び決算を担当する経理部門が共同で資料を作成し、執行役員会及び取締役会の決議を経て、ブランド・コミュニケーション部門が開示します。

なお、金融商品取引法に基づき、標準的なフレームワーク(COSOフレームワーク)により財務情報に関する内部統制システムの整備を進め、財務情報について信頼性の一層の向上を図っています。

また、当社では、法令及び開示に関する規則に定められた情報の開示だけでなく、当社の経営方針や事業内容に対するステークホルダーの理解を深めるために有用であると当社が判断した経営・財務的側面の情報や環境・社会的側面などの非財務情報についても、社会から求められる企業活動の重要な情報として認識し、積極的に開示することとしています。

■ コーポレート・ガバナンス体制（2021年6月28日現在）

